

令和6年度おおいた農業経営塾運営委託業務 提案競技募集要項

1 趣旨

令和6年度おおいた農業経営塾運営委託業務（以下「業務」という。）を委託する事業者を提案競技により選定する方法について、必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) 業務名

令和6年度おおいた農業経営塾運営委託業務

(2) 業務概要

別添1「令和6年度おおいた農業経営塾運営委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月3日（月）まで

(4) 履行場所

大分県内

(5) 予算額

4,499,193円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 スケジュール

(1) 募集開始	令和6年4月 5日（金）
(2) 質問受付期限	令和6年4月19日（金）
(3) 応募書類の提出期限	令和6年5月10日（金）
(4) 企画提案会・審査委員会の開催	令和6年5月27日（月）予定
(5) 審査結果の通知	令和6年5月28日（火）予定
(6) 契約締結予定日	令和6年6月上旬予定

4 参加資格要件

(1) 応募者の資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていかなければならない。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

イ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員が役員となっている事業者

（エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- エ 本業務の遂行にあたり、申請者からの要望や県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。
- オ 過去5年間に同様の事業を受託し、メディアを活用して情報発信を実施した実績を有していること。
- (2) 複数の者によるコンソーシアム（共同事業体）応募の場合
- 複数の者で共同事業体を構成して応募（以下「コンソーシアム応募」という。）する場合、次の事項について留意すること。
- ア 適切なコンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出すること。
- イ コンソーシアムの構成団体は、(1)ア～オの要件を満たすこと。
- ウ コンソーシアムの構成団体は、別のコンソーシアム応募の構成団体となり又は単独で応募することはできない。

5 応募の手続き

- (1) 募集の実施
- 大分県ホームページに当該募集要項等を掲載・公表して募集を行う。
- (2) 質問の受付
- ア 質問の方法
- 質問しようとする者は、質問書様式により以下まで電子メールにて提出する。
- 大分県農林水産部新規就業・経営体支援課経営体育成班
- E-mail : a15270@pref.oita.lg.jp
- イ 質問受付期限
- 令和6年4月19日（金）まで
- 受付時間は、休日等を除く午前9時から午後5時までとする。
- (3) 応募書類の提出方法、応募期間及び提出先
- 応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。
- なお、作成方法の詳細は別添2（応募様式集）に従うものとする。
- ア 受付期間
- 令和6年4月5日（金）から令和6年5月10日（金）17:00必着
- イ 提出先
- 大分県農林水産部新規就業・経営体支援課経営体育成班（大分県庁本館9階）
〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1
電話：097-506-3598 E-mail : a15270@pref.oita.lg.jp

ウ 応募書類の提出方法

持参又は郵送、電子メールのいずれかにより提出すること。

なお、持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出先へ持参すること。

エ 応募書類の提出部数

各 2 部

オ 注意事項

- ・応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- ・F A Xでの提出は受け付けない。
- ・電子メールで提出する際には必ず電話にて提出する旨を提出先に報告すること。
- ・提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに申し出ること。
- ・企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

6 企画提案会の開催について

- (1) 開催日時 令和 6 年 5 月 27 日（月）14：00～（予定）
- (2) 開催場所 大分県庁舎本館 9 階 91 会議室（予定）
- (3) 開催方法 提案者は現地またはオンライン（方法は後日指定）による説明
- (4) 提案方法 1 提案当たり持ち時間 30 分（うち説明 20 分、質疑応答 10 分程度）とする。
- (5) 注意事項 通信費など企画提案会での提案に係る費用は応募者の負担とする。

7 審査及び結果の通知

- (1) 県が別途設置する審査委員会において、あらかじめ定めた審査基準等により、提出された応募書類及び企画提案会での説明内容について審査し、総合的に最も優れた者を契約候補者として選定する。
- (2) 審査の結果は、応募者に対し遅延なく書面により通知する。

8 契約締結

- (1) 県は応募書類に基づき、契約候補者と委託業務に係る具体的な事業内容や経費等について協議を行い、この結果、県と委託候補者との間で委託事業内容及び契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結後、より効果的に事業を実施するために委託業務の内容に変更が生じた場合は、県と協議し県から承認を得たうえで変更することができるものとする。